

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成31年2月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800063号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800036号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所における平成17年7月1日から平成20年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の1のとおりとする。

平成17年7月から平成20年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月から平成20年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における平成17年6月1日から平成20年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の2のとおりとする。

平成17年6月から平成19年12月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額及び上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年6月1日から平成20年9月1日まで

A事業所に係る請求期間の給与支給明細書等を所持している。年金記録では、請求期間の標準報酬月額が19万円と記録されているが、当時の給与額と大きく相違している。

また、平成19年10月に支給された給与以後は、歩合給の支給方法が変更され、一部が現金で支給されるようになり、現金支給分が給与支給明細書及び源泉徴収票に記載されなくなっている。

請求期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成17年7月1日から平成20年9月1日までの期間について、請求者が保管する請求期間当時の給与支給明細書及び源泉徴収票並びに当時の給与支給額を詳細に記録したノート(以下「給与支給明細書等」という。)によると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書等により確認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成17年7月1日から平成20年9月1日までの期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、請求者の請求どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、給与支給明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、日本年金機構は、当該期間の一部に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を保管しているところ、当該届出書により、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、事業主は、給与支給明細書等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成17年7月から平成20年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成17年6月1日から同年7月1日までの期間については、給与支給明細書等により、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法による訂正は認められない。

2 請求者は、請求期間について、例えば将来の保険給付の計算の基礎とならなくとも、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと求めている。

請求期間のうち、平成17年6月1日から同年7月1日までの期間について、給与支給明細書等により確認できる請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額であることが認められる。

また、請求期間のうち、平成17年7月1日から平成20年1月1日までの期間について、給与支給明細書等により確認できる請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者のA事業所における当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書等により確認できる請求者の報酬月額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

なお、請求者は、平成19年10月に支給された給与以後は、歩合給の支給方法が変更され、一部が現金で支給されるようになり、現金支給分が給与支給明細書等に記載されなくなったと主張しているところ、請求者が保管する給与支給明細書等から判断すると、請求者は、その主張どおり、平成19年10月以後の期間に係る給与について、各月の給与支給明細書に記載されている歩合給が減額となり、当該減額分について、給与支給明細書等に記載されない金銭として支給されるようになった状況が認められる。

しかしながら、当該事業所から提出された出張旅費規定によると、当該事業所では、平成19年10月1日から、旅費として交通費及び宿泊代並びに日当の支給が開始されていることが確認できる上、当該事業所は、「以前は、地方への出張や車中泊がある乗務員について、全てを歩合給として支給していたが、平成19年10月1日に出張旅費規定を施行し、給与とは別に旅費の支給を開始している。旅費は給与でなく、また、非課税であるため源泉徴収票にも記載していない。」と回答している。

また、日本年金機構は、「出張旅費規程に基づいて支給される出張旅費は、標準報酬月額
算定の基礎となる報酬額に含めない。また、請求者の平成 19 年 10 月 1 日以降の出張旅費規程
の制定に基づく給与の取扱変更は、随時改定の対象となると推認される。」と回答しているこ
とから、請求者の当該事業所における平成 20 年 1 月以後の標準報酬月額については、旅費を
含めない報酬月額により改定又は決定される額であったと認められる。

このほか、オンライン記録の標準報酬月額と給与支給明細書等により確認できる報酬月額に
ついて比較検証を行ったものの、上述の標準報酬月額の訂正が必要であると認められる期間の
ほかに、標準報酬月額を訂正すべき期間は確認できない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800063号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800036号

1 【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
平成17年7月から同年9月まで	28万円	19万円
平成17年10月から平成19年12月まで	30万円	
平成20年1月から同年8月まで	22万円	

2 【厚生年金保険法第75条本文による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額 (厚生年金特例法による 訂正後の標準報酬月額)
平成17年6月	32万円	19万円
平成17年7月から同年9月まで		19万円(28万円)
平成17年10月から平成18年8月まで		19万円(30万円)
平成18年9月から平成19年8月まで	34万円	
平成19年9月から同年12月まで	36万円	

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1800081号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1800010号

第1 結論

昭和49年1月から昭和50年1月までの請求期間、昭和52年8月から昭和53年5月までの請求期間及び昭和54年1月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年1月から昭和50年1月まで
② 昭和52年8月から昭和53年5月まで
③ 昭和54年1月から同年11月まで

請求期間①については、昭和49年2月頃に初めて国民年金の加入手続を行い、請求期間②については、昭和52年4月頃に国民年金の再加入手続を行った。また、請求期間③については、A事業所を退職した昭和53年12月頃に再度国民年金の加入手続を行い、それぞれB市内の金融機関で国民年金保険料を納付していたはずなのに、請求期間①、②及び③に係る国民年金の加入記録及び納付記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②について、昭和49年2月頃に初めて国民年金の加入手続を行い、その後、昭和52年4月頃に国民年金の再加入手続を行ったとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査により、B市において、昭和53年6月頃に払い出されたものと推認される上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和53年6月頃に行われたものと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期が相違している。

また、請求者が所持する年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者となった日」は昭和53年6月1日と記載されており、これは請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録(以下「被保険者名簿等」という。)における最初の国民年金被保険者資格取得日と一致していることから、請求期間①及び②について、請求者は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間③について、A事業所を退職した昭和53年12月頃に再度国民年金の加入手続を行ったとしているが、被保険者名簿等によると、請求者の任意加入日は昭和54年12月3日と記録されており、請求期間③は国民年金に未加入となっている上、請求者から提出された昭和60年度以前の国民年金保険料の納付書及び領収書等を全て確認したが、請求者が請求期間③において国民年金に加入し、保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間①、②及び③当時に住所を定めていたB市は、請求者に係る国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に関する当該請求期間当時の資料はないと回答してい

る。

このほか、請求者が、請求期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。